

令和3年度第2回 小平市環境審議会 会議要録

1 日 時

令和3年9月24日（金） 午後2時～4時

2 場 所

小平市役所 5階 505会議室

3 出席者

○小平市環境審議会委員 11名

奥真美会長、西村守正副会長、西出香委員、堀米明委員、安田真之委員、新井淳一委員、鈴木庸夫委員、磯前剛生委員、小柳知代委員、中島裕輔委員、田中崇之委員、
（欠席）富士田真由子委員

○事務局 10名

環境部長、環境政策課長、環境政策課長補佐、環境政策課環境対策係長、環境政策課計画推進担当2名、環境政策課環境対策担当1名、資源循環課長、水と緑と公園課長、下水道課長

4 傍聴者

1名

5 議 題

- (1) 環境美化推進に関する条例化について
- (2) その他

6 配付資料

資料1 環境美化推進に関する条例化について【事前送付】
資料1【補足資料】多摩地域26市における環境美化推進に関する条例の制定状況
資料1【リーフレット】受動喫煙のないくらしを目指して！
資料1【冊子】令和3年度小平市の環境（令和2年度実績）
資料 こだいら環境デー2021の開催について
資料 市民版環境配慮指針リニューアルプロジェクトメンバー募集

7 内 容

- (1) 環境美化推進に関する条例化について
（事務局）

小平市の環境美化に関するこれまでの取組及び条例化の経緯や概要について、資料1「環境美化推進に関する条例化について」、補足資料「多摩地域26市における環境美化推進に関する条例の制定状況」、「令和3年度小平市の環境」及び「受動喫煙のないくらしを目指して！」に沿って

説明。

(委員)

歩行喫煙については、かなりマナーが良くなってきている。罰則がなくても意識が高い。それよりも唾を吐くことによって通りにそれが残っている方が困るので、そちらの規制はできないか。

(事務局)

歩行喫煙については、駅周辺ではなく、駅から少し離れたところでタバコの吸い殻が落ちている状況を把握している。市民からの相談についても、そういう状況が特に受動喫煙防止条例の施行後やコロナ禍において多くなってきたことを実感している。駅から降りて今までは駅前のコンビニ等で吸って灰皿で処理して帰路についていた方が、今では灰皿がないので、そこでタバコに火をつけ、丁度消える辺りの距離感のところではタバコの吸い殻が目立つようになってきたということを感じるようになり、または地域の方からのお声をいただくようになってきた。委員より歩行喫煙が無くなってきたとのご意見をいただいたが、結果として駅から離れた場所で散見されることは、まだまだ歩行喫煙が無くなっていない、増えているのではないかと捉えている。この件については庁内で広く意見交換をしていないが、委員と同じような意見を持っている職員もおり、この歩行喫煙防止について条文に入れるかどうかについては広く意見聴取をする必要があると感じている。

また、唾についても、どこまで条文に盛り込むかについて、皆様からのご意見をいただき、内容について検討してまいりたい。

(委員)

条例を制定していないのが26市中残り3市というのは遅かったのか、モラルが高かったのか、来年の4月に制定となると唐突感がある。その辺の経緯を教えてほしい。また、指導員の方はどのような資格を持った方を想定しているか。

(事務局)

条例化については、10年近く前から市議会のなかで議員の皆様から条例化をすべきではないかという意見をいただいていた。一方、喫煙マナーアップキャンペーン等、市民のマナーに訴えることで、一定程度、環境美化が高められていた。しかしながらコロナ禍により自治会等での清掃活動がかなり制約されていることもあり、片付ける方がいなくなり、街中でごみを多く見かけることが多くなってきたという意見をいただいている。またコンビニ等でゴミ箱が撤去されたことにより、昔はペットボトルや缶だけであったごみが袋ごと植え込み等に置かれているなど、環境美化を取り巻く環境も急激にステージが上がってきた実感があり、これまでマナーに訴えてきた環境美化の取組について、少しギアを上げて一定のルールを定めることで、皆様への環境意識を高めていただくこと、環境美化への関心を高めていただくことについて、危機感を持って急ぎ進めていく必要があると感じている。

指導員については、特別な資格を持った方を想定していない。そのような行為をしている方に対して美化に努めてほしいと呼びかけを行うことを想定している。具体的には駅前でベストを着て放置自転車のパトロールをしている方のようなものをイメージしている。そのような方が市民の目に留まることで抑止として働くことを期待している。具体的にどのレベルまで指導員にお願いするかについては今後検討してまいりたい。

このような検討が突然出てきたと思われているが、これまで議会でも条例化の質問が出されており、また東京都の受動喫煙防止条例が令和2年4月から全面施行され、店の中で灰皿を撤去しなければいけない等があったことから、東京都の条例ができてから、その後のまちの状況を確認してから検討していきたいと答弁しており、条例の制定に動き出したという経緯がある。

(委員)

そもそも条例化の必要性があるのか教えていただきたい

(事務局)

条例まで必要なのかという議論はあると思う。市ではこれまで規制を行うような条例をあまり持ってこなかった。担当部局としては危機感を持っており、このまま手をこまねいていると一歩進んでしまうことが予想されるので、ここで手を打ちたいと考え、条例化について提案させていただいた。

(委員)

今後のスケジュールとしては、11月からパブリックコメントを実施する場合、10月には内容を固める必要があると思うが、環境審議会としては、今日意見を集約する必要があるのか。また過料の金額を決める必要があるのか。

(事務局)

過料の内容については、市の方で今後決めさせていただく。本日、条例化についてのご提案をさせていただいたが、意見がまとまらないと思われるので、後日アンケートを行っていく中で、もう少し詳細が固まった段階で、環境審議会の皆様からも改めてご意見をいただきたい。パブリックコメントの素案が固まる前にご意見を伺いたいと考えている。過料の内容についても、その際に提示させていただく。過料については、地方自治法の中で、自治体は5万円以下の過料を科すことができると規定されている。5万円以下でいくりにするのかの判断は自治体ごとに定めてよいこととなっている。資料にあるように5万円以下となっている自治体や2千円と定めている自治体もあり、自治体ごとの判断となっている。小平市が過料をいくりに設定するのが適正であるのか、過料を科すかどうかの判断についてもご意見をいただきたい。なお、過料を定めている市の方が多く、23市中17市が過料を定めている。過料を定める方が一定の抑止効果につながると考えている。

(委員)

定めるのであれば、取らない金額を取るよりは、取る 100 円のように実効性のあるものの方が良いと個人的には思う。

(事務局)

ご意見として承る。

(委員)

他市の状況で、過料を設定している自治体と過料を設定していない自治体とで、効果の違いがわかるデータはあるのか。この条例は運用の仕方が重要であると考えている。例えばどう認知させるか、指導員を置くとのことだが、大きな駅がある場合には、その駅前を徹底的に行う方が解りやすいと思うが、話を聞くと、駅から少し離れたところを注視しているようである。指導員がそこまで回るといのは現実的ではない。エリアをどのように設定するのか、重点エリアの設定や指導員の設定方法について、どのように考えているのか。それから周知の方法として、例えば駅やコンビニ、飲食店、自販機等に徹底的にポスターを貼って周知していく等、周知方法について現時点で検討していることを教えていただきたい。

(事務局)

自治体での事例として、条例の効果を計ることはなかなか難しく、数値上で表せるものではないことから、効果の違いは捉えられていない。実際に過料を科した事例については、多摩地域ではほとんどないことから、いずれも抑止効果を狙ったものと判断できる。

運用の方法については、条例化した自治体の事例をみると、条例を制定した折には機運が高まり意識が広く浸透していくが、時間の経過と共に意識が薄れていくということがあると、先行した自治体より聞いている。どのように意識を継続させていくのが大事であり、その方法としてポスターやパトロールが良いのか、運用方法についてももう少し検討していきたい。特定の区域の設定について、重点エリアとしてどの範囲を具体的に設定して、パトロールしていくのかについても、慎重に検討していく必要があると考えている。想定エリアとしては、喫煙マナーキャンペーンを行っている 6 駅を想定しており、概ね条例で定めている放置自転車禁止区域のエリアよりももう少し広めの範囲を考えている。

(委員)

自分の友人にマイ灰皿を持ち歩いている方がいて、指導員を配置しパトロールを行うより、お洒落なマイ灰皿を持ち歩いてもらうの方がトレンドィで浸透性があるのではないかと。

(事務局)

以前、ポケット灰皿については、喫煙マナーアップキャンペーンの啓発として配布していたことがあるが、止めた理由として、灰皿を持ちながらどこでも吸えることで、逆に歩きタバコをす

る方が増えてしまう恐れがあった。今回、環境美化の目的で条例化を考えているが、歩きタバコについては、受動喫煙の問題だけでなく、吸い殻のポイ捨てを誘発することも考えられることから、歩行中等の喫煙禁止についても、条例の中に盛り込む必要があるか検討している。

(委員)

実感として駅前よりも駅から離れた場所でのポイ捨てが多いと思われる。地域で果たす指導員の役割について、行政として明確にしてあげないと指導の一貫は成立しないと思われる。体験談として、歩きタバコをされている方に声がけしたが、いきなり怒鳴られた。歩きタバコしている方に接して指導していく指導員のストレスや対処方法をフォローしてあげないとこの条例は成り立たないと思われる。

(事務局)

市にも直接声がけできないので、市の方で言ってもらえないかという声もいただいている。報復されるのではという恐怖心もある。指導員も一人でパトロールする方が良いのか、2人でパトロールする方が良いのかという点も含め、今後検討してまいりたい。

(委員)

東村山市では、グリーンセイバーというボランティア制度があり、登録すると特別なごみ袋及びトングが支給され、川沿いのポイ捨て等のゴミを収集している。指導員は指導する立場であるが、例えば落ちているごみを拾いながら指導も行えば、ここでは捨ててはいけないということを視覚的に訴えることにもなり効果的ではないか。

(事務局)

指導員が指導するだけではなく、ごみを拾い、まずは自ら実践して見せるということも抑止の一つにつながるのではないかという意見が庁内でもあった。そのような役割を指導員に担っていただくことについて検討していく。また、ボランティアで制度化できるかについては、今後条例ができた後になるかと思うが、検討してまいりたい。

(委員)

条例の名前について、今回タバコのポイ捨てだけでなく、いろいろな項目が含まれており、総合的に環境美化を伝える内容を条例の名前に入れることはいいと思うが、ルール化してより強いスタンスでいきたいと話されていたので、条例名(案)の4つ目にある「防止」という強い表現が条例名に入っていた方が市民に伝わるかと思われる。

(事務局)

条例名はとても大事であると感じており、「環境美化条例」のように漢字ばかりで良いものか、〇〇防止条例のように行為を制限することをしっかり条例名に盛り込んだ方が良いのか、それと

も少し身近に感じてもらうため、すべてひらがなで、例えば「まちをきれいにする条例」等のメッセージ性のある表現が良いのか等、名前についてはとても悩んでいる。ご助言いただけると有難い。

最近のものについては、ひらがなで表記している方が多く、遡るにつれ、漢字できちっと表記されていることが多い。繁華街を持っていて規制を強める必要がある自治体については、「禁止」「防止」という強めの表現を用いている傾向にあるが、小平市のように大きな繁華街のない住宅都市の場合には、美化の啓発とこの条例をどのように組み合わせしていくのかについては、悩みどころであるのでご助言いただきたい。

(委員)

「小平市の環境」57 ページにポスターコンクールの記載があるが、小中学校は市内で30校近くあるのに取り組んでいる学校が6,7校しかないのは、少ないように感じられる。来年に条例化するのであれば、集中的に行っていただく方がより啓発となり効果的ではないか。

(事務局)

夏休みの中で子ども達に取り組んでいただくテーマとして、市が主催のものだけでも4つある。子ども達に選ばせている学校もあるし、学校で年ごとに取り組むテーマを決めている学校もある。来年の6月に環境美化条例が制定された際には、その年の夏休みに取り組んでいただけるよう、教育部局に働きかけをしてまいりたい。

(委員)

条例事項について、(1)から(3)の禁止事項について市全域に対して効果が及ぶと考えてよいか。特定地区については禁止されている中で、特に推奨していくために指導員の巡回を強化する等、その違いがこの地区の指定の中に盛り込まれると考えてよいか。

条例事項(3)の歩行中等の喫煙の禁止について、歩行喫煙も禁止と定められると思われるが、条例の名称や広報で気を付ける必要があると思われることとして、例えばポケット灰皿を持っている方が、この条例はポイ捨てがいけないという認識だけでいた場合、自分はポケット灰皿を持っているから大丈夫であると歩行喫煙を行っていた方に対して、指導員が指導した場合に、お互いの認識の違いにより誤解が生じることとなる。ポイ捨てだけにフォーカスしてしまうとそのような可能性が生じてしまうことから、広報には気を配る必要がある。

(事務局)

禁止エリアについては市内全域を想定している。特に重点エリアについては市内6駅を中心にエリアを設定し、パトロール等で目を光らせるようなことを考えている。マナーアップキャンペーンについても引き続きそのエリアで実施していくことを考えている。

歩行喫煙とポイ捨ての考え方であるが、美化の条例であるので、歩行喫煙まで踏み込む必要がないのでは、ポイ捨てだけに留めてはという意見も庁内にはあるのは事実である。しかしながら

歩行喫煙がポイ捨てに繋がっている事実は十分あると考えているので、タバコのポイ捨てを少なくするためには歩行喫煙まで踏み込んで禁止する必要もあると考えている。委員の言うとおりに、ポケット灰皿を持っている方と指導員とで、トラブルになりうることも想定されるので、慎重に検討していきたい。

歩きたばこについては、東京都の喫煙防止条例の中で周りの方に配慮して吸わなければならないとされている。その辺も併せて周知していく必要があると認識している。

(会長)

補足資料にある他市の制定状況で歩行喫煙関係とポイ捨て・美化関係の両方に丸が付いているところは、全て一本の条例で両方カバーしているという理解でよいか、それとも別々に制定している場合もあるのか。

(事務局)

自治体によっては、一本の中に両方の内容を含めているところもある。最近では清瀬市のように元々は環境美化関係の条例を定めていて、つい最近4月に、受動喫煙防止条例を定めた事例もある。2本条例を持っているところとして3市、調布市・清瀬市・多摩市がある。

(会長)

どういう行為が禁止されているのか内容を分かりやすくする意味では、それぞれ別々に定めるということも考えられるかもしれない。分けるか一本化するかでだいぶ名称が変わってくると思われる。いくつかパターンを想定して考える必要がある。

(委員)

歩行喫煙についてはポイ捨てに繋がるとあったが、その過程で条例に入れ込むことを想定できたが、喫煙はすれ違う際の身体（健康上）の危険もあると思うので、目立つような形でその内容を盛り込むこともありだと思われる。

(委員)

自分が住んでいる埼玉県においても、歩行喫煙をされており、喫煙をしていない方にとっては不快な気持ちになる。歩行喫煙が減らないのは、そもそも駅前の路上喫煙禁止区域以外は吸っても良いと考えている方が多いからであり、ポケット灰皿を持ちながら歩行喫煙をして駅まで向かい、駅前で処理する方だけでなく、守らずにポイ捨てする方も散見される。路上に路上喫煙禁止のペイントをしても、何年も経過すると風化して消されてしまうので、目に見えるもので訴えかける工夫や継続性が必要である。

(事務局)

小平市としては、本来はもう少し条例案として内容が固まってから、環境審議会や市民の皆様

へお示しするのが通例であるが、このようなあらあらの段階で皆様からのご意見を聞くことはこれまでのやり方としてあまりなかったことである。しかし市民の皆様にとって身近な問題であり、関心のある内容であり、今回は過料を科す罰則規定についても踏み込んでいるので、今回は早めの段階でご意見を聞きながら内容を固めていく手法を取らせていただいた。本日含めて、また改めて皆様からご意見をいただきたいと考えている。条例化として固まる前に、多くのご意見をいただきたいと考えている。皆様のご意見をすべて集約できるとは限らないが、そのような形で条例を作成していきたいと考えているので、是非とも多くの意見をいただきたい。

(会長)

パブリックコメントをかける前に環境審議会の開催を考えているのか。

(事務局)

審議会の開催は今のところ予定していないので、個別にアンケート等で意見聴取をさせていただきたいと考えている。

(委員)

オンライン等で開催した方が良いのではないか。

(会長)

条例の骨子案が出てきた段階で、環境審議会にて内容をもむ機会があると本来は望ましいと思われるが、その辺も含めもう一度事務局で検討いただきたい。個別に意見を出されても環境審議会の総意にはならない。

(委員)

みんなの意見にならないとパブリックコメントに出せないのではないか。環境審議会として条例案を出す必要があるのではないか。

(事務局)

今回の条例案は環境審議会として出すものではない。環境審議会のご意見を聞いたうえで、あくまでも市の責任において条例化するものである。また、普段からマナーアップキャンペーンに参加している市民の方も多くいるので、そのような方にも例えば条例の名称等のアンケートを行い、幅広くご意見を聞いてまいりたい。喫煙の防止条例に関しては、今回環境部が行うものは、あくまで環境美化の観点で進めるものであり、実効性を高めるものとして歩行喫煙の防止を案として入れている。喫煙防止条例となると別の担当課となるが、市としては、東京都の喫煙防止条例もあることから、そちらの観点からは条例の制定は考えていないと聞いている。

(会長)

パブリックコメントの前に環境審議会を改めて開催するかどうかについては、事務局に検討いただき、骨子案が出てきた段階で、皆様に改めてご意見をいただくことになるので、その際には様々なご意見をいただきたい。

(2) その他

(事務局)

9月25日に開催のこだいら環境デーに関するお知らせ及び市民版環境配慮指針のリニューアルに関する進捗状況等について報告。